

参 加 希 望 者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 蜂の巣駆除業務（オープンカウンター方式）
- 2 履 行 場 所 福岡県朝倉市江川1660-67 他
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所施設
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 別添、仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 別紙1「見積書」にてご提出願います。また見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 F A X、持参又は郵送による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令和 7 年 6 月 30 日 16時** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
T E L 0946-25-0113
F A X 0946-25-0133
 - 5) 担 当 者 経理課 見上
 - 6) 質 問 書 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和 7 年 7 月 1 日 16時**までとします。
 - 8) そ の 他
 - ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
 - ② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届（別紙）をF A Xにてご送信下さい。

仕 様 書

1 適用

この仕様書は、筑後川上流総合管理所における「ハチの巣駆除業務」に適用する。

2 業務内容

本業務は、筑後川上流総合管理所の管理施設にハチの巣が営巣された場合に駆除を行うものである。

2-1 業務内容

筑後川上流総合管理所の管理施設においてスズメバチ等の営巣が確認された場合に、発注者からの指示により受注者はハチの巣及びハチの駆除並びにそれらの処分を行うものとする。

業務の実施に必要な資機材は、受注者にて調達するものとする。

2-2 業務場所

- 福岡県朝倉地区

両筑平野用水管理所（福岡県朝倉市江川 1660-67）

寺内ダム管理所（福岡県朝倉市荷原 1516-6）

寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室（福岡県朝倉市菱野 1142）

小石原川ダム管理所（福岡県朝倉市江川 2815-20）

- 大分県日田地区

大山ダム管理所（大分県日田市大山町西大山 2008-1）

松原ダム管理所（大分県日田市大山町西大山 8492-2）

- 熊本県阿蘇郡小国地区

下釜ダム管理所（熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵 5827-3）

2-3 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。実施日時は、ハチの営巣が確認された場合に発注者と受注者で調整のうえ決定する。

3 業務の指示等

発注者は、管理施設にハチの営巣が確認された場合、受注者へ営巣の状況を連絡し、業務実施を指示するものとする。

受注者は、業務実施にあたり事前に見積書を提出し、業務費用について発注者の承諾を得た後に業務を実施することとする。

4 支払い条件

受注者は、業務履行後に発注者の確認を受けた履行分代金を発注者に請求するものとする。

発注者は、受注者から請求を受けた日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

5 疑義及び追加指示等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に連絡することとする。また、本仕様書に記載のない作業や場所における追加作業を指示する場合がある。

以上

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	→ $123 + 4 = 127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	→ $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
				↑ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	→ $123 + 4 + 1 = 128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	→ $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	2	1	
				↑ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる